

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊少第121号

令和2年3月25日

サイバーパトロール用スマートフォンの運用管理要領の制定について（通達）

「SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進について（通達）」（令和2年3月25日付け熊少第119号）の運用に伴い、従来のサイバー補導を廃止し、サイバーパトロールにより重大な犯罪や悪質性の高い犯罪（未成年者略取誘拐や低年齢児童（13歳未満）対象の児童買春、児童ポルノ事犯等）に巻き込まれる可能性のある書き込みを発見した場合等、少年課において要保護児童の保護等の必要性が高いと判断した場合に限り、対象児童との交信等による保護活動を実施することとした。

よって、これまで警察本部少年課に配備又は少年係を有する警察署に貸し出していた「サイバー補導用スマートフォン」については、「サイバーパトロール用スマートフォン」と名称を変更するとともに、別添のとおり「サイバーパトロール用スマートフォンの運用管理要領」を制定したので、警察署にあっては、当該要領に基づき適切に運用されたい。

なお、サイバーパトロール用スマートフォンの運用がない所属にあっては、執務の参考とされたい。

別添

サイバーパトロール用スマートフォンの運用管理要領

第1 準拠

サイバーパトロール用スマートフォンの運用及び管理に当たっては、「熊本県警察情報セキュリティに関する訓令」（平成16年熊本県警察本部訓令第2号）及び同訓令に基づき定められた情報セキュリティに関する規定（以下「熊本県警察情報セキュリティポリシー」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 運用体制及び任務

1 統括運用管理者

警察本部少年課（以下「少年課」という。）に統括運用管理者を置き、警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）をもって充てる。

統括運用管理者は、交信による保護活動の適正な運用を確保するために必要な事務を処理する。

2 運用管理者

運用管理者は、少年課にあつては少年課長、警察署にあつては警察署長をもって充てる。

運用管理者は、所属における交信による保護活動の適正な運用を確保するために必要な事務を処理する。

3 運用管理補助者

運用管理補助者は、少年課にあつては課長補佐、警察署にあつては生活安全担当課長をもって充てる。

運用管理補助者は、運用管理者を補佐し、サイバーパトロール用スマートフォン及び同端末で取り扱う情報の適正な管理、交信による保護活動の実施に関する事務を処理する。

4 運用担当者

運用担当者は、少年課にあつては肥後っ子サポートセンター係（八代警察署兼務の職員を除く。）及び特捜係の警部補（同相当職を含む。）、警察署にあつては少年担当係の警部補（同相当職を含む。）にある者のうちから運用管理者が指定する者をもって充てる。ただし、これにより難しい場合は、他の階級又は職にある者のうちから指定することができる。

運用担当者は、運用管理補助者の事務を補佐するほか、運用管理補助者の指揮を受けて交信による保護活動を実施する。

5 交信担当者

交信担当者は、運用管理者がサイバーパトロールの知識や適性等を勘案し、適任と認めて指定する職員をもって充てる。

交信担当者の指定については、指定の都度、「交信担当者指定簿」（別記様式第1号）により管理するとともに、その写しを統括運用管理者に送付すること。

なお、職員を再指定する場合も同様とする。

交信担当者は、運用管理補助者の指揮を受けて交信作業などを実施する。

第3 サイバーパトロール用スマートフォンの運用

1 約款による外部サービスの取扱い

サイバーパトロール用スマートフォンで利用するSNS等については、運用管理補助者が「熊本県警察情報システム及び管理対象情報の取扱いに係る細目について（通達）」（平成31年3月28日付け熊情管第216号。以下「取扱細目」という。）に基づき、同細目に定める「約款による外部サービスの利用申請書」（別記様式第9号）により運用管理者に申請し、利用の許可を得ること。

申請を受けた運用管理者は、利用を許可する場合には、当該申請書を統括運用管理者を経由して情報セキュリティ管理者に送付し、情報セキュリティ管理者及び統括運用管理者と協議の上、講ずべき対策を定めること。

運用管理補助者は、申請内容に変更が生じた場合には、申請時と同様の手続を取ること。

なお、不要なアカウントが生じた場合には、当該アカウントを速やかに削除するとともに、運用管理者にその旨を届け出ること。

2 サイバーパトロール用スマートフォンの取扱い要領

(1) 統括運用管理者による管理

統括運用管理者は、全てのサイバーパトロール用スマートフォンについて、「サイバーパトロール用スマートフォン貸出管理簿」（別記様式第2号）により適正に管理すること。

(2) 借用申請手続

借用を申請する所属の運用管理者は、事前に統括運用管理者と協議し、「借用申請書」（別記様式第3号）により統括運用管理者に申請すること。

なお、借用期間は原則として1年を超えないものとする。

(3) 貸出手続

統括運用管理者は、運用管理者からサイバーパトロール用スマートフォンの借用申請を受けた場合は、「サイバーパトロール用スマートフォン貸出管理簿」（別記様式第2号）に記載の上、貸出しを行うこと。

(4) サイバーパトロール用スマートフォンの受領

借用を申請する所属の運用担当者は、サイバーパトロール用スマートフォンの受領にあたり、統括運用管理者が指定する少年課職員によるサイバーパトロール用スマートフォンの管理及び交信による保護活動に関する教養を受けること。

(5) サイバーパトロール用スマートフォンの管理

サイバーパトロール用スマートフォンを受領した所属の運用管理者は、取扱細目に基づき、同細目に定める「支給携帯電話機管理簿」（別記様式第5号）を作成して管理すること。

なお、作成した「支給携帯電話機管理簿」（別記様式第5号）の写しについては、統括運用管理者に送付すること。

運用管理補助者は、サイバーパトロール用スマートフォンを使用しない場合は、施錠設備のある保管庫に保管するとともに、月に1回以上、その所在を点検し、点検結果について取扱細目に基づき、同細目に定める「外部記録媒体等点検表」（別記様式第6号）により管理すること。

(6) 使用前の外部サービス利用許可

サイバーパトロール用スマートフォンを使用する場合は、使用に先立ち、必ず前記第3の1の定めに基づき使用するSNS等の外部サービス利用について許可を受けること。

(7) サイバーパトロール用スマートフォンの持出し

交信担当者は、支給されたサイバーパトロール用スマートフォンを警察の庁舎外に持ち出す場合は、取扱細目に基づき、同細目に定める「モバイル端末・外部記録媒体等利用管理簿」（別記様式第1号）に必要な事項を記載し、運用管理補助者の許可を受けること。

また、利用が終了した場合は、運用管理補助者に紛失、破損等のない旨のほか、実施結果について報告すること。

(8) 借用期間の延長

運用管理者は、交信作業の継続などの理由で借用期間の延長が必要な場合は、前記第3の2(2)の手続に準じ、事前に統括運用管理者と協議し、再度「借用申請書」（別記様式第3号）を作成して統括運用管理者に申請すること。

(9) 返却時の措置

運用管理者は、サイバーパトロール用スマートフォンを統括運用管理者に返却する場合は、サイバーパトロール用スマートフォンに保存されたSNS等の外部サービスや登録したアカウント等について確実に削除し、アンインストールの措置などを行って借用前の状態に戻した上で返却すること。

返却を受けた統括運用管理者は、機器の異常等を確認し、「サイバーパトロール用スマートフォン貸出管理簿」（別記様式第2号）により管理すること。

3 情報セキュリティの例外的に認める措置

統括運用管理者は、次に掲げる事項につき、取扱細目に基づき、同細目に定める「例外措置適用申請書」（別記様式第12号）により、情報セキュリティ管理者に申請すること。

- (1) 職員の顔写真を撮影し、職員の容貌が特定されない状態に加工した写真データをサイバーパトロール用スマートフォンに保存すること。
- (2) 本要領第4の4「警察職員の顔写真の送信」に基づき、同写真を交信相手に送信すること。
- (3) 交信状況を記録化する必要がある場合に、モニター領域全てを画像として保存するいわゆるスクリーンショットを行い、サイバーパトロール用スマートフォンに一時的に保存すること。

なお、当該データを一定期間保存する必要がある場合は、捜査用携帯パソコンに移管し、不要となったデータは速やかに削除すること。

4 遵守事項

- (1) サイバーパトロールの目的以外に使用しないこと。
- (2) サイバーパトロールの業務に関係のない者に貸与しないこと。
- (3) 警察情報システム及び個人所有のパソコン等の機器に接続しないこと。
- (4) 前記第3の3以外では、サイバーパトロール用スマートフォンのカメラ機能、通話機能の使用、記憶装置へのデータ保存及び同データの送信を行わないこと。
- (5) サイバーパトロール用スマートフォンの通信契約に付随する新たな契約を結ばないこと。

5 遵守事項に反する行為を行った場合の措置

運用管理補助者は、前記第3の4に反する行為が行われたことを認知した場合は、運用管理者へ報告すること。

報告を受けた運用管理者は、統括運用管理者へ報告するとともに、情報セキュリティインシデントに規定する報告を要する事態である場合は、警察本部情報管理課長への報告も併せて行うこと。

第4 交信による保護活動等の実施要領

1 対象者との交信

各警察署から、「SNSに起因する子供の性被害防止のための広報啓発活動の推進について（通達）」（令和2年3月25日付け熊少第119号）に定める「児童の性被害に関する書き込み発見報告書」により報告を受けた書き込みの内、少年課において、当該書き込みが重大な犯罪や悪質性の高い犯罪に巻き込まれる可能性のある書き込みで、要保護児童の保護等の必要性が高いと判断した場合に限り、交信担当

者がサイバーパトロール用スマートフォンにより対象者と交信すること。

なお、交信担当者は、対象者に性交等又は対償供与を示して異性交際を誘引する内容のメッセージを送信することがないように留意すること。

交信作業の結果、対象者と接触することとなった場合は、接触前に運用管理補助者を経て運用管理者に現場設定状況等の報告及び指揮伺いを行い、併せて少年課に連絡すること。

2 対象者との接触及び保護活動等

対象者と接触した結果、少年と判明した場合には、不良行為少年として補導や保護活動等を実施するとともに、保護者に対し、不良行為の事実を連絡の上、必要な監護又は指導上の措置を促すこと。

なお、接触については、複数の職員で対応するとともに、対象者が女性と思料される場合は女性職員を必ず同行させること。

また、相手が少年であることを十分考慮した上で、逃走や美人局等を想定した態勢を確保するなど、各種事故防止に留意すること。

3 不良行為少年の種別

補導した場合の不良行為の種別については、インターネット上に不適切な書き込みを行っていることを捉えて補導した場合は、原則として「不健全娯楽」として補導すること。また、少年が自ら買春の相手方となるなど、少年の健全育成上支障のある性的行為を行っていることと認められた場合は、「不健全性的行為」として補導すること。

4 警察職員の顔写真の送信

交信相手から顔写真の送信を求められた場合で、文字による交信のみでは交信相手と接触できないと認める場合に限り、当該所属に在籍する警察職員の顔写真を写真加工アプリを利用して変形やぼかしなどの加工を行った上で送信すること。

なお、交信相手から顔写真を求められない場合は送信しないこと。

(1) 顔写真の使用申請

警察職員の顔写真を使用する場合は、使用に先立ち、「警察職員の写真使用承認申請書」（別記様式第4号）により、運用管理者の承認を受けること。あわせて、その写しを統括運用管理者に送付すること。

サイバーパトロール用スマートフォンに保存することが可能な写真は、加工した職員の顔写真とし、その枚数は5枚までとする。

なお、写真撮影時は、GPS機能をオフにするなど、可能な限り写真データに付随する情報（E x i f 情報）を排除すること。

(2) 交信相手と接触後に執るべき措置

写真を送信した交信相手と接触した場合は、相手の同意を得た上で、相手のス

スマートフォン等の記憶装置に保存された当該写真を削除させ、写真の拡散を防ぐための措置を執ること。

5 対象者との接触結果の報告

対象者との接触結果については、「実施結果報告書」（別記様式第5号）により運用管理者に報告するとともに、その写しを統括運用管理者に送付すること。

6 留意事項

(1) 無料通話機能を有するアプリケーションの使用

現場接触時に交信相手から連絡があった場合に限り、無料通話機能を有するアプリケーションを使用して通話すること。

(2) 応援要請

対象者と現場接触するに当たり、交信作業を行った所属のみでは十分な態勢を確保できない場合、運用管理者は統括運用管理者に調整を依頼するものとし、統括運用管理者は他所属に応援要請を行うなど必要な措置を講じること。

なお、統括運用管理者から応援要請を受けた所属は可能な限り協力すること。

(3) 児童の保護対策

補導した児童について、福祉犯被害歴、非行歴、補導歴、保護者の監護能力、交友関係等を総合的に勘案した上で支援が必要と認められる場合は、継続補導、立ち直り支援や児童相談所への通告などの必要な措置を講じること。

第5 関係文書の保存期間

本通達における関係文書の保存期間については、次表のとおりとする。

番 号	名 称	保存期間
別記様式第1号	交信担当者指定簿	1年（暦年）
別記様式第2号	サイバーパトロール用スマートフォン貸出管理簿	3年（暦年）
別記様式第3号	借用申請書	1年（暦年）
別記様式第4号	警察職員の写真使用承認申請書	1年（暦年）
別記様式第5号	実施結果報告書	1年（暦年）

※ 別記様式（略）